小平市都市計画マスタープラン改定の基本方針について

1 計画改定の背景

小平市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)は、「小平市長期総合計画」及び東京都が 定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したまちづくりの基本方針として、その役割と機能 を果たしてきました。

まちづくりの理念やまちづくりの目標を実現するためには、相当な時間を要することから、現行のマスタープランは、最終年次を設定しておりませんが、当面の事業目標年次を平成28年度までとしています。

当面の事業目標年次の終了が近づいていることから、基本理念は継承しつつ、経済・社会情勢の変化や都市基盤の整備状況、権限移譲(風致地区等)にともなう関係法令の改正の対応を図るため、今年度から本マスタープランの見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として 定めるものです。

今回の改定においては、市の長期総合計画及び上位計画である「東京の都市づくりビジョン」、「都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市再開発の方針等」並びに「東京における都市計画道路の整 備方針(仮称)」等との整合を図ります。

3 計画対象期間

本マスタープランの事業期間は、平成29年度から平成38年度までの10か年とします。

4 計画改定の体制

(1) 庁内体制

マスタープラン改定に係る事務局は、都市開発部都市計画課において行います。

(2)小平市都市計画マスタープラン見直し検討委員会の設置

学識経験者、関係団体、公募市民で構成する「小平市都市計画マスタープラン見直し検討委員会」を設置します。

(3) 庁内連絡体制

関係する部局の連携を図るため、「小平市都市計画マスタープラン関係課連絡会」を設置します。また、必要に応じて関係課連絡会の職員をもって「作業部会」を編成し、関係業務内容の整理・集約・分析等、素案づくりなど必要な業務を行います。

5 市民等からの意見・要望等の収集

アンケート調査、市民懇談会、市民意見公募(パブリックコメント)等により意見等を収集します。

6 計画改定の留意事項

(1)市議会との関係

平成26年3月に小平市議会基本条例及び小平市市政に関する重要な計画等の議決に関する条例が制定され、本マスタープラン全体構想が議決すべき事件として定められたことから、市議会の求めに応じ適切に説明を行います。

(2)情報の公開

小平市都市計画マスタープラン見直し検討委員会の会議録、市民懇談会等の結果、市民意見公募(パブリックコメント)等を小平市ホームページや「まちづくりニュース」により適宜公表していきます。

7 計画改定のスケジュール概要(予定)

年 度		検討委員会·市民懇談会	事務局
平成26年度	5月		基本方針の策定、基礎調査
	9月		市民アンケート調査
	11月	検討委員会①(現行プランの確認)	都市計画審議会中間報告
	1月	市民懇談会	骨子案作成
	2月	検討委員会②(骨子案について)	
	3月		まちづくりニュース発行
平成27年度		全体構想検討、パブリックコメント実施、地域別構想の検討	
平成28年度		地域別構想の検討、素案の作成、案の作成、パブリックコメント実施、	
		策定、議会への議案提出、公表	

8 今後の予定

平成26年5月13日 庁議付議

平成26年5月26日 幹事長会議報告